

利神城跡石垣立面図・石垣カルテ作成業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

利神城跡は中世から近世初頭にかけて存続した城館であり、平成 29 年 10 月に国指定史跡に指定されました。今後は利神城跡を次世代へと確実に伝えていくために、遺跡の本質的価値である構成要素を明確にし、適切な保存方法と活用内容のあり方について基本的な考えを示すことが必要となります。

そのため本業務では、遺跡の保存と活用にかかわる重要な構成要素である石垣の保存管理のため、石垣カルテ書式ならびに写真地図作成を目的として、公募型プロポーザル方式によって企画提案を募集し、同業務を適切かつ確実に遂行できる事業者を選定します。

2 一般事項

(1) 業務名 利神城跡石垣立面図・石垣カルテ作成業務

(2) 担 当 課 佐用町教育委員会事務局 教育課 企画総務室

郵便番号：679-5380

住 所：兵庫県佐用郡佐用町佐用 2611 番地 1

電話番号：0790-82-2424

F A X：0790-82-0120

E-mail：kyoi-somu@town.sayo.lg.jp

(3) 業務内容 利神城跡石垣立面図・石垣カルテ作成業務基本仕様書のとおり

(4) 契約および履行期間

契約は、契約を締結した日から平成 31 年 3 月 25 日までとします。

(5) 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約

(6) 契約限度額

11,211,000 円（消費税を含む）を上限とし、提案の内容にかかわらず、この上限額を超えないこととします。

(7) 選考方法

参加事業者から提出された企画提案書により、プレゼンテーション及びヒアリング等を行い選考します。選考にあたっては、選考委員会における審査の評価点で優先交渉権者を選定します

ア 選考委員（委員は変更となる場合があります）

副町長、佐用町役場総務課財政室長、教育委員会教育課長、教育課企画総務室長、教育課企画総務室副室長

イ 審査方法

(ア) プレゼンテーション

参加者から提出のあった企画提案書の内容について、選考委員会で説明して頂きます。実施場所等は参加者に別途お知らせします。なお、提案書の内容について特に説明や資料の追加を求めた場合以外、提案書を基に行うものとし、基本的に追加提案や追加資料の配布は認めません。

(イ) ヒアリング

プレゼンテーションの際にヒアリングを行います。後日、必要に応じて再ヒアリングを行う場合があります。

(ウ) 各委員の審査の集計をもとに、全体で意見交換し、確認を行ったうえで、最も優れた提案を行った事業者を優先交渉権者として選定します。

(エ) 評価基準

企画提案内容を以下の項目により評価します

審査	評価項目	選定基準
プレゼンテーション・ヒアリング	企業の信頼性・業績	・業務遂行可能な企業であるか ・同様の業務実績はあるか ・業務の一覧・成果は提出されているか
	業務の確実性	・業務に係わる担当者配置は適切か ・協力事業者の内容は適切か
	専門担当の配置	・文化財知識のある専門の担当者を業務に従事させることができるか
	見積内容	・業務内容が適正であり、見積額は限度額以内に収まっているか
	業務の理解度	・佐用町と利神城の特徴を理解しているか ・その特徴を捉えた上での提案ができているか ・カルテ作成・立面図作成を進めるうえでの技術提案はあるか
	業務の実施方針・体制	・カルテ作成についての必要性に対する考え方、ならびに基本的な考え方をもっているか。
	総合的判断	・業務を実施する上での工夫や提案事項における独創性はあるか

(100点満点)

3 応募の資格

次に掲げる応募者の資格をすべて満たすこととします。

(1) 応募者の資格

- ア 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4の規定に該当しない法人であること
- イ 佐用町指名停止基準（平成26年基準第2号）に基づく指名停止を受けていないこと
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立がなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く）でないこと。または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申立がなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く）でないこと
- エ 佐用町暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条に規定する暴力団または暴力団員に該当しない者であること
- オ 国指定史跡（山城跡・石垣等）にかかわる計画策定等の業務実績を有し、本業務についての十分な業務遂行能力並びに執行体制があり、本町の指示に柔軟に対応できること

(2) その他

ア 当該資格の基準日は平成30年8月27日現在とします

イ 提案書等の提出日から選定の日までの期間に、応募者が資格条件を欠くことになった場合は失格とします

4 参加表明

応募者は、このプロポーザルに参加する場合「参加申込書」(様式1)を事務局に提出してください。書類に不備がある場合には、期間を定めて修正や追加提出を依頼する場合があります。プレゼンテーション・ヒアリングの詳細は別途通知します。

(1) 提出期限 平成30年9月13日(木)午後5時(必着)

(2) 提出方法 持参又は郵送 ※ 持参の場合は9時～17時(土日祝日を除く)

5 質疑応答

仕様書内容及び提案書等の提出に対する質問は、質問書(様式2)により担当課まで、提出してください。

(1) 提出期限 平成30年9月13日(木)午後5時(必着)

(2) 提出方法 電子メールによる。持参、口頭又はFAXによる質問は受け付けません。なお、電子メールの表題は「利神城跡石垣立面図・石垣カルテ作成業務質問(社名・提出日)」としてください。質問の回答は、参加者全員に電子メールで行います。

(3) 回答期限 平成30年9月14日(金)(一斉回答)

6 提案書等の提出

(1) 提出期限 平成30年9月25日(火)午後5時(必着)

(2) 提出先 担当課

(3) 提出書類 利神城跡石垣立面図・石垣カルテ作成業務基本仕様書のとおり

(4) 提出方法 持参又は郵送。持参の場合は9時～17時(土日祝日を除く)

7 プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施

(1) 実施月日 平成30年9月27日(木)

※ 詳細な開始時間および場所は参加者に別途通知します。

(2) 実施場所 兵庫県佐用郡佐用町佐用2611番地1 佐用町役場

(3) 実施時間 1者につき30分程度 プレゼンテーション 15分程度
ヒアリング 15分程度

(4) 審査は、佐用町の職員で組織する選定会議において、企画提案書の説明・提案内容、および質疑応答の内容を総合的に評価し選定します。

(5) プレゼンテーションの実施後、佐用町が必要と認めたときは、提案書の内容について説明や資料の追加提出を求める場合があります。

(6) 応募者が1者の場合であっても選定審査を行うものとし、審査の結果、提案内容が

仕様を満たしていると認められた場合には、その応募者を優先交渉権者として選定します。

8 プロポーザルの日程

手続き等	期限等
(1) 公告	平成30年8月31日（金）
(2) 参加申込書受付	平成30年9月13日（木）午後5時まで
(3) 質問受付	平成30年9月13日（木）午後5時まで
(4) 質問の回答	平成30年9月14日（金）
(5) 提案書の提出	平成30年9月25日（火）午後5時まで
(6) プレゼンテーション・ヒアリング	平成30年9月27日（木）
(7) 結果通知	平成30年9月28日（金）以降
(8) 契約の締結	平成30年10月初旬

9 その他留意事項

- (1) 応募費用、書類等に係る費用は、すべて応募者の負担とします
- (2) 提出された書類は、返却しません
- (3) 提出書類の著作権は応募者に帰属しますが、選定結果の公表等に必要な場合には、当町は、当該著作権を無償で可以使用することとします
- (4) 提案書は1者につき1案とします
- (5) 提出期限以降の企画提案書の差し替えおよび再提出は基本的に認めません
- (6) 審査結果に対する問合せ、異議申し立ては受け付けません
- (7) 契約保証金については佐用町財務規則（平成17年10月1日規則第33号）第92条を適用します